

平成21年度の行政改革の取組(案)

重点取組事項	21年度の実施項目		
	21年度の計画 (継続分)	21年度の計画 (新規分)	合計
1 市民の目線からの市民サービスの提供	5	3	8
2 市役所全体の意識改革の推進	3		3
3 民間力の活用の推進	0	1	1
4 効率的な行財政運営の推進	12	5	17
5 市民とのパートナーシップによる公共活動の推進	6		6
6 地域社会の一員としての社会貢献活動の推進	10		10
合 計	36	9	45

1. 市民の目線からの市民サービスの提供

分類番号	所管課	実施項目	取組の概要
1 - 2	職員課	時差出勤制度の導入	職員のワーク・ライフ・バランスの推進や、効率的な業務運営及び時間外勤務の縮減等を図るため、時差出勤の試行を実施する。
1 - 13	学校教育課	学校の余裕教室の活用	学校の余裕教室について、学校教育施設としての活用のほか、地域住民の社会教育、スポーツ、文化活動の充実に資する施設や福祉に関する施設などにも活用する。
1 - 14	学校教育課 保健体育課	学校の長期休業中の施設活用	学校の長期休業中に、希望する児童生徒に対し、補充的な学習教室や水泳教室を実施する。
1 - 22	介護保険課 子育て支援推進課 高齢者福祉課 住宅課	市税等のコンビニ納付の実施	市税等をコンビニエンスストアで納付できるようにするもので、21年度は後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、市営住宅使用料について導入する。

分類番号	所管課	実施項目	取組の概要
1 - 23	会計管理室	電子納付システムの導入	納税者等がインターネットバンキング(パソコン)やモバイルバンキング(携帯電話)、電子納付対応ATMを利用し、納付場所や時間にとらわれず納付が可能となる電子納付システムについて、21年度は、国民健康保険税、介護保険料、住宅使用料、保育所保育料、母子寡婦福祉資金貸付金償還金、児童クラブ保護者負担金、後期高齢者医療保険料、高校授業料等について導入する。
1 - 30 新規	地域福祉課	地域福祉館の開館日等の拡大	共助のまちづくりを推進するため、地域福祉ネットワークの拠点として、また、地域で活動する団体への活動支援を行う施設として、地域福祉館の機能を充実することに伴い、指定管理者制度を導入し、開館日等の拡大を行う。
1 - 31 新規	こども福祉課	母子・父子家庭等児童への贈呈事業の統合	母子・父子家庭等の児童が中学校に入学した時に、その入学を祝い励ますことを目的として、平成8年度から「母子・父子家庭等児童はげまし事業」で目覚まし時計を贈呈してきたが、事業目的・対象者が重複する「愛の福祉基金事業」の図書カード贈呈に統合する。
1 - 32 新規	障害者福祉課	公共施設における障害者に対する入場料等減免の拡充	本市公共施設で実施している障害者に対する入場料等の減免を拡充し、全ての障害者手帳所持者を対象とし、障害者の社会参加を促進する。

2. 市役所全体の意識改革の推進

分類番号	所管課	実施項目	取組の概要
2 - 4	人事課 行政管理課	行政改革に関する意識改革の推進	行政改革に関する職員研修を実施する。
2 - 5	人事課	民間企業での職員研修	新規採用職員について、民間企業での職員研修を実施する。
2 - 8	市民相談センター	窓口アンケート調査の実施	市民が常時、申請・届出等で訪れる窓口で市民サービス満足度アンケート調査を行う。

3. 民間力の活用の推進

分類番号	所管課	実施項目	取組の概要
3 - 14 新規	総務課	文書使送業務の委託化	現在、職員が行っている本庁と支所等間の文書集配業務について、業務委託を導入する。

4. 効率的な行財政運営の推進

分類番号	所管課	実施項目	取組の概要
4 - 1	行政管理課 交通局 総務課 水道局 経営管理課 市立病院 総務課 船舶部 総務課	適正な定員管理の推進	国の示した集中改革プランを踏まえて、22年4月1日までに、定員(公営企業を含む。)の5%以上を目標に定員の削減を図る。
4 - 2	行政管理課	時代に即応した組織・機構の整備	社会経済の情勢を踏まえながら、スクラップアンドビルドを基本とするスリムで、効率的、機能的な組織・機構とする。
4 - 3	行政管理課	外郭団体等の見直しの推進	18年度に策定した「外郭団体のあり方に関する指針」に基づき、外郭団体の職員数、組織等の見直しのほか、統廃合などを含めた見直しを進める。
4 - 12	管財課	普通財産(未利用地)の処分	市が所有する普通財産のうち未利用地(今後利用の見込まれない土地)については、入札等により広く売却処分する。
4 - 13	財政課	事務事業の見直しの推進	社会や時代の変化、市民ニーズの多様化に応じて、効率性や効果の観点から事務事業を見直す。

分類番号	所管課	実施項目	取組の概要
4 - 14	財政課	健全財政の堅持	①事務事業の見直し、実施方法等の効率化による経費の節減・合理化 ②市債については、後年度に交付税措置のあるものに限定するとともに、発行を抑制 ③補助金見直し指針に基づき、事業の公益性、行政責任の度合いなど行政効果等を厳しく精査し、廃止、統合、終期の設定や補助条件の明確化による整理合理化の実施 これらにより、健全化判断比率を早期健全化基準以下に努める。
4 - 15	広報課	「鹿児島市広告掲載等指針」に基づいた印刷物やホームページ等への広告掲載	「鹿児島市広告掲載等指針」に基づき、市の印刷物やホームページ等の広告媒体ごとに募集要領等を作成して広告の募集、広告掲載等を行う。
4 - 17	納税課 特別滞納整理課	市税及び市債権の徴収強化対策の実施	特別滞納整理課の取扱債権の拡大や市債権管理条例の制定など、市税及び市債権の徴収強化対策を実施し、収入率の向上及び収入未済額の縮減を図る。
4 - 32	教育委員会 総務課	学校用務嘱託員の配置	学校環境整備のため、小中高等学校に配置している正規職員(学校主事)について、一部嘱託化する。
4 - 35	管財課	普通財産(未利用地)の短期貸付	市が所有する普通財産(未利用地)について、公有財産の有効活用として短期貸付を行う。
4 - 37	教育委員会 総務課	学校調理嘱託員の配置	学校給食調理のため、小中学校に配置している正規職員(調理技師)について、一部嘱託化する。
4 - 38	管財課	市有財産利活用検討委員会の開催	市有財産利活用検討委員会において、全庁的な視点から、市有財産である土地、建物の有効かつ効率的な利活用を図るための具体的な検討を行う。
4 - 41 新規	地域福祉課	関係団体の補助金の見直し	市社会福祉協議会及び市社会事業協会の両団体は、本市の福祉行政を補完している団体であり、福祉の増進に多大な貢献をしている団体であることから、今後とも継続して補助を行っていくことは必要であるが、より効果的・効率的な補助のあり方について見直し・検討を行う。

分類番号	所管課	実施項目	取組の概要
4 - 42 新規	こども福祉課	母子寡婦福祉資金償還金口座振替済のお知らせの発行回数の見直し	鹿児島市母子寡婦福祉資金償還金口座振替済のお知らせの発行回数について、年12回の発行から年1回の発行に見直し、通知に係る費用や業務の簡素化を図る。
4 - 43 新規	保護第一課	法外扶助の見直し	生活保護法による扶助と重複する扶助について、激変緩和措置を行いながら3年間で廃止する。
4 - 44 新規	保健予防課	降灰健康対策事業の休止	降灰の健康に与える影響についてデータの収集を行なうとともに住民の不安を解消するため桜島地域で実施している眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、肺機能の検診を、桜島の火山活動の現状を考慮して、当分の間休止する。
4 - 45 新規	水道局 水道管路課	旧5町域及び簡易水道編入区域の配管図作成	旧5町域及び簡易水道編入区域の水道配管図作成について、統合型GISの地形図データを利用したデジタル方式で作成し、業務の効率化を図る。

5. 市民とのパートナーシップによる公共活動の推進

分類番号	所管課	実施項目	取組の概要
5 - 2	行政管理課	第三者機関による行政評価の実施	行政評価を実施し、コストや成果を重視した行財政運営を推進するとともに、第三者機関による評価を実施し、客観性、透明性をより高めていく。
5 - 3	市民参画推進課	NPO等との協働推進事業の実施	NPO等市民活動団体に対し、共催、後援、補助、委託など最も効果的な手法を用いながら、市民と行政との協働による個性的なまちづくりを進める。
5 - 4	市民参画推進課	NPO等市民活動の促進	市民活動を行うに当たっての組織運営の手法や事業の企画方法のノウハウを習得する「市民活動応援講座」を開催する。
5 - 5	市民参画推進課	NPO等市民活動団体と庁内関係課との連携強化策	市民協働推進連絡会を開催し、NPO等市民活動団体の組織、活動内容、将来計画等について、関係課に情報を提供するとともに本市の協働のあり方について検討を行う。
5 - 6	平川動物公園	使用料等の適正化の検討	平川動物公園の入園料等について、受益者負担の適正化の観点から見直しを行う。
5 - 10	環境衛生課	まち美化地域指導員の活動	鹿児島市みんなでまちを美しくする条例に基づき、地域で自主的にまちの美化に係る啓発及び指導を行う者を「鹿児島市まち美化地域指導員」として認定し支援する。

6. 地域社会の一員としての社会貢献活動の推進

分類番号	所管課	実施項目	取組の概要
6 - 1	人事課 水道局 総務課 船舶部 船舶運航課	インターンシップ(職場体験学習)の受入れの推進	インターンシップ(職場体験学習)の受入れを、より積極的に推進し、公共活動の推進を担う市役所として教育環境の整備に貢献する。
6 - 4	環境政策課	「環境配慮率先行動計画」の推進	「環境配慮率先行動計画」に基づき、省資源、省エネルギーなど環境保全に配慮した取組を推進する。
6 - 5	環境政策課	地球温暖化対策の推進	18年度に策定した「地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、地球温暖化を防止するための取組を推進する。
6 - 6	環境政策課	市庁舎等周辺のまち美化活動の実施	市庁舎周辺のボランティア清掃について、公営企業も含め市として統一的なまち美化活動として実施する。
6 - 7	環境政策課	公共工事の環境配慮推進	環境に配慮した公共工事に取り組むためのチェックリストを活用し、その取り組みについて内部評価を行い、評価結果を公表する。
6 - 8	環境協働課	環境パートナーシップかごしまによる環境に関する取組の推進	18年度に設置した環境パートナーシップかごしまにおいて、行政、事業者、市民がパートナーシップに基づき様々な活動を実施し協働で環境問題の解決に取り組む。
6 - 9	環境保全課	低公害車導入の推進	公用車を買換える際に、一定の公用車については、低公害車を導入する。

分類番号	所管課	実施項目	取組の概要
6 - 10	北部清掃工場 南部清掃工場	施設におけるISO14001の認証取得	南部清掃工場においてISO14001の認証の継続に取り組むとともに、その適用範囲を両清掃工場に拡大した環境マネジメントシステムに基づき、北部清掃工場も認証を取得する。
6 - 11	地域福祉課	わがまち市役所ボランティア隊の活動	職員によるボランティアグループの活動により、ひとり暮らし高齢者等への声かけや相談などを行い、地域の団体や市民と共に地域福祉ネットワークの構築を推進する。
6 - 12	交通局 バス事業課	低公害ノンステップバス等の導入	老朽化した車両について、低公害や超低床のバスを年次的に導入するとともに、21年度末までに全車両に占めるノンステップバスの割合を25%以上、新規導入車両に占める低公害バスの割合を100%とすることを目標とする。